

## 令和6年度老人保健健康増進等事業

### 「介護職員等処遇改善加算」移行予定調査事業

イマジネーション株式会社

令和6年度介護報酬改定により一本化された「介護職員等処遇改善加算」について、新加算への移行状況調査及び移行への支援を通じて、加算率を維持・向上させることを目的とした。

#### 1. 調査内容の検討

令和6年6月以降、処遇改善関連加算については、現行の各加算・各区分の要件及び加算率を組み合わせた4段階の「介護職員等処遇改善加算」に一本化されるとともに、令和6年度末までの経過措置期間が設けられ、従来の処遇改善関連加算の取得が可能となった。一本化後の新加算にそのまま移行できる事業所は一定数ある一方で、新たに要件整備をしなければ新加算を取得できない、あるいは加算率が従来よりも低下する事業所も存在している。介護職員の平均給与は全産業平均と比較して依然として低い状況にあり、政府として令和6年度2.5%、令和7年度2.0%のベースアップを目標としていることも踏まえると、令和6年度の経過措置期間中に、賃金体系や昇給の仕組み等の整備をしていない事業所を中心に新加算への対応を促し、新加算への移行を円滑に進める必要があることを検討した。

#### 2. 調査の実施

介護職員等処遇改善加算Vを取得している事業所に対して、毎月、架電による調査（月平均2,500件程度。調査時間は1件当たり15分～20分を想定。）を行い、足下の移行予定について適時に把握するとともに、調査の際に必要な支援先を案内することで、各事業所において必要となる支援につながるようした。

主な調査内容等は以下のとおり。

##### （1）新加算への移行計画の有無や内容等を調査

- a.現行の加算区分と移行予定の区分
- b.移行時期
- c.新加算の要件認識
- d.必要な対応の実施予定
- e.その他新加算に関する状況等

##### （2）新加算への移行に向けた必要な情報提供及び窓口の紹介

- a.新加算制度全般に関する窓口の案内
- b.都道府県にて実施されているサポート事業の案内
- c.その他必要な情報提供等

#### 3. 報告書の作成

上記、調査の結果は、毎月、厚生労働省老健局老人保健課に提供するとともに、前月の調査結果等を踏まえ、調査項目等を調整し、次の月の調査において、各事業所が必要としている支援につなげられるようにした。